

生駒市教育委員会規則第5号

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月31日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

生駒市立学校給食センター管理規則（昭和41年11月生駒市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「192回」を「小学校にあっては185回、中学校にあっては172回」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（職員）

第3条 条例第6条に規定する学校給食センターに置く職員は、次のとおりとする。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 給食調理員
- (5) その他必要な職員

（施行の細目）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

第5条から第8条までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の生駒市立学校給食センター管理規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する給食について適用し、同日前に実施した給食については、なお従前の例による。